

専決第17号

専 決 処 分 書

平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月28日

さいたま市長 清水 勇 人

平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第1号)

平成23年度さいたま市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166,666千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ441,056,666千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		10,300,334	166,666	10,467,000
	1 基金繰入金	10,300,334	166,666	10,467,000
歳入合計		440,890,000	166,666	441,056,666

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		38,622,122	166,666	38,788,788
	2 小学校費	10,402,065	166,666	10,568,731
歳出合計		440,890,000	166,666	441,056,666